

# 札幌市公文書管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準

平成25年6月26日  
行政部長決裁

令和4年3月23日一部改正

令和5年4月1日一部改正

札幌市公文書管理条例（平成24年条例第31号。以下「条例」という。）第17条に基づく特定重要公文書の利用の請求（以下「利用請求」という。）に対する処分に係る審査基準は、次のとおりとする。

## 第1 審査の基本方針

審査においては、「市政上重要な公文書の保存及び利用を図ることにより、市民との情報共有を進めるとともに、現在及び将来にわたり市の説明責任を全うし、もって効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を確保すること及び市民が主体となつたまちづくりの推進に寄与する」という条例の目的に鑑み、利用制限は必要最小限とする。

## 第2 条例第17条第2項第1号に基づく利用制限並びに同条第3項に基づく時の経過の考慮及び実施機関の意見の参酌について

利用請求に係る特定重要公文書に記録されている情報が、条例第17条第2項第1号に規定する情報（以下「利用制限情報」という。）に該当するかどうかの判断は、利用決定等を行う時点における状況を勘案し、下記の1から5に基づいて行う。

また、その判断に際し、同条第3項に基づき「時の経過を考慮する」に当たっては、個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、国際的な慣行である「30年ルール」（利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方）を踏まえるものとする。

なお、同項に定める実施機関の意見の「参酌」とは、実施機関の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断は市長に委ねられている。

### 1 個人に関する情報（条例第17条第2項第1号ア）について

- (1) 「個人に関する情報」とは、思想、信条、心身の状況、病歴、学歴、成績、職歴、氏名、住所、電話番号、家族状況、親族関係、所得、財産等個人に関する全ての情報をいう。
- (2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、本号アから除き、

本号イの規定により判断する。

ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない情報は、本号アにより特定重要公文書の利用を制限するかどうかの判断を行うものとする。

- (3) 「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いと考えられる。
- (4) 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。
- (5) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未公表の著作物等で、個人識別性のある部分を除いたとしても、利用させることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。
- (6) 「法令若しくは他の条例の規定により」「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、法令若しくは他の条例の規定により何人でも閲覧することができることと定められている個人に関する情報をいう。

なお、法令若しくは他の条例に何人でもと規定されていても、請求の目的等が制限されている場合（例：住民基本台帳法第11条第1項に対する同条第3項）や、閲覧を利害関係人のみに限り認めているものは、実質的には何人にも閲覧を認めるといふ趣旨ではないと解されるので、この規定には該当しない。

- (7) 「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、一般に公表されている、又は公表することが予定されている情報であり、これを公にしても、一般に個人のプライバシーを侵害するものではないと認識される情報又は個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲内にとどまると考えられるものをいう。

例えば、被表彰者の氏名、市主催で行われる懇談会等に出席した相手方の職、氏名などがこれに当たるものである。その他この情報に該当するものとしては、次のようなものがある。

ア 公表することを目的として作成された情報

イ 当該個人が公表されることについて了承し、又は公表されることを前提として提供した情報

ウ 個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報

- エ 従来から慣行上公表している情報であって、公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められるもの
- (8) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、人の生命等に対する危害又は侵害の未然防止、拡大防止又は再発防止のため、利用に供することが必要であると認められる情報をいう。
- (9) 「公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。）」の範囲は次のとおりである。
- ア 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）
- イ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等の役員及び職員
- ウ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員
- エ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の役員及び職員
- なお、出資団体等の役員及び職員は「公務員等」には含まれず、その職務の遂行に係る情報を本号により利用制限とするか否かは、当該団体の業務の公共性等を考慮し、本号(ア)の「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するか否かにより判断することになる。
- (10) 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が実施機関その他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人又は国の機関若しくは独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいう。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに当たる。
- また、本規定は、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報、公務員等が受ける勤務評定、懲戒処分、分限処分その他の行政措置等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。
- (11) 「30年ルール」を踏まえ、特定重要公文書に記録されている個人に関する情報については、作成又は取得の日から30年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれなくなった時点で利用制限情報に該当しないと判断することとなるが、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う際の「一定の期間」の目安については、別表のとおりとする。

## 2 法人等に関する情報（条例第17条第2項第1号イ）について

- (1) 「法人その他の団体」とは、法人のほか、自治会、商店会、消費者団体等であって、法人格を有しないが当該団体の規約及び代表者の定められているもの

をいう。

- (2) 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- (3) 「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業用資産、事業所得など事業活動に直接関係する情報をいい、当該事業活動と直接関係のない個人に関する情報は、本号には該当せず、本号アの規定により判断することとなる。
- (4) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、人の生命等に対する危害又は侵害の未然防止、拡大防止又は再発防止のため、利用に供することが必要であると認められる情報をいう。
- (5) 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のような情報をいう。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められるかどうかにより判断することとなる。

  - ア 生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報であって、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動を害するおそれがあるもの
  - イ 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動を害するおそれがあるもの
  - ウ その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるもの

なお、具体的にどのような情報が本号(ア)に該当するかは、法人等（又は個人の営む事業）の種類、性質等により異なり得る。
- (6) 「実施機関の要請を受けて」とは、文書、口頭を問わず、実施機関から当該情報を提供してほしい旨の依頼があった場合をいう。したがって、法人等又は事業を営む個人が、自発的に実施機関に提供した場合等は、これには含まれない。
- (7) 「公にしないとの条件」とは、実施機関の側から公にしないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等又は事業を営む個人の側から公にしないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。
- (8) 「任意に提供された情報」とは、法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により提供された情報をいい、法令等により提出義務がある情報は含まれない。
- (9) 「当時の状況等に照らして」とは、当該条件が付された時点における諸般の事情を考慮して判断することを基本とするが、必要に応じて、その後の期間の経過や状況の変化を考慮することとする。

### 3 事務・事業に関する情報（条例第17条第2項第1号ウ）について

- (1) 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態が保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これら国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性が阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

- (2) 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、「他国若しくは国際機関」（我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等）の事務局等を含む。以下「他国等」という。）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれをいう。例えば、公にすることにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなるもの、他国等の意思に一方的に反することとなるもの、他国等に不当に不利益を与えることとなるもの等、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。
- (3) 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望む交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、国際会議における対処方針等交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。
- (4) 犯罪の「予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。したがって、市民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報は、含まれない。
- (5) 犯罪の「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起（検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為をいう。）等のために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。
- (6) 「公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する情報の例としては、次のような情報が考えられる。
- a 犯罪の捜査等の事実又は内容に関する情報
  - b 犯罪の捜査等の手段、方法等に関する情報
  - c 情報提供者、被疑者、捜査員等関係者に関する情報

- d 犯罪目標となることが予想される施設の所在や警備の状況等に関する情報
- (7) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。
  - (8) 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保等のために帳簿書類その他物件等を調べることをいう。
  - (9) 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適正な状態を確保することをいう。
  - (10) 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。
  - (11) 「租税の賦課若しくは徴収」とは、国又は地方公共団体が公租公課を特定の人に割り当てて負担させること又は租税その他の収入金を取ることをいう。
  - (12) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務」については、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に公にすると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となるもの、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長し、又はこれらの行為を巧妙に行うことにより隠蔽をすることを容易にするおそれがあるものがあり、このような情報については、非公開とするものである。また、監査等の終了後であっても、例えば、違反事例等の詳細を公にすることにより、他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆することになるものは、利用を制限する。

- (13) 地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条の適用を受ける企業をいう）、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものは利用を制限する。

ただし、「企業経営上の正当な利益」の内容については、経営主体、事業の性格及び内容等に応じて判断する必要があり、その範囲は、本号イの法人等に関する情報と比べて、より狭いものとなる場合があり得る。

- (14) 本号ウにおける「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求される。また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められるかどうかにより判断する。

#### 4 法令秘情報（条例第17条第2項第1号エ）について

- (1) 「法令」とは、法律及び政令、府令、省令、その他国の機関が定めた命令をいう。
- (2) 「実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等」とは、自治事務及び法定受託事務に係る国の行政機関又は北海道の機関からの是正の要求、指示等で実施機関を法的に拘束するものをいう。

- (3) 「公にすることができないと認められる情報」とは、法令又は他の条例により明らかに公にすることができないと定められている情報のほか、法令又は他の条例の趣旨、目的から当然に公にすることができないと認められる情報も含まれる。

### **第3 寄贈・寄託者の意向に基づく利用制限(条例第17条第2項第2号)について**

本号に規定する「一定の期間」は、公にすると何らかの支障を生ずるおそれがある有期の期間をいい、公にしないことを無期限に約束するものではない。

### **第4 原本の破損・汚損のおそれがある場合の利用制限(条例第17条第2項第3号)について**

1 「特定重要公文書の原本」とは、受入れから、保存に必要な措置、目録の作成及び排架を経て、当該特定重要公文書を一般の利用に供することを開始した段階において記録されていた情報、材質、形態により原秩序を構成するものをいう。

2 「原本を破損し、若しくは汚損するおそれがある場合」とは、水濡れ等による固着、虫損、酸性劣化、変色、退色その他の要因により、通常の利用に供した場合、当該特定重要公文書に記録されていた情報、材質、形態についてその原秩序の維持に支障が生じる可能性がある場合をいう。

なお、合理的な費用及び時間で原本の修復を行うことが可能である場合は、利用を制限せず、適切な期間をおいて利用させるものとする。

ただし、原本を通常の利用に供することにより、法令の規定による管理責務を遂行することに困難を生じる蓋然性が高いもの、例えば国の重要文化財に指定されているもの及びそれに準ずるものについては、その原本の利用を制限するものとする。

3 「原本を現に使用している場合」とは、利用請求に係る当該特定重要公文書の原本が、劣化防止など保存のための措置、代替物の作成、展示(他機関への貸出しを含む。)、他の利用請求者による利用等の合理的な理由により使用されている期間など、直ちに当該利用請求に応じることができない場合をいう。

### **第5 条例第17条第4項に規定する部分利用について**

1 「容易に区分して除くことができる」とは、利用請求に係る特定重要公文書から利用制限情報に係る部分とそれ以外とを区分し、かつ、利用制限情報に係る部分を物理的に除くことが、当該特定重要公文書の保存状況や利用制限情報の記録状態、部分利用をさせるための複写又は複製物の作成の時間、労力、費用等から判断して過度の負担を要せずに行うことができることをいう。

なお、特定重要公文書については、条例第14条第1項において、永久に保存することが求められており、その利用についても当該文書の永久保存を確保する範囲内にとどまる。

したがって、利用制限情報に係る部分を除くことが、複写機で作成した複写物に墨を塗り再複写するなどにより可能であり、一般的には容易であっても、特定重要公文書の劣化が進んでいる場合には当該文書の破損を防ぐため利用を制限する場合がある。

- 2 本項ただし書は、利用請求に係る特定重要公文書から利用制限情報に係る部分を区分して除くと、残りの部分に記録されている情報が無意味な文字、数字等の羅列となる場合などであって、利用請求者がそのような情報を求めていることが明らかである場合等には、部分利用をさせないこととすることを定めたものである。

## **第6 条例第18条に規定する本人情報の取扱いについて**

個人識別情報は利用制限情報に該当する（条例第17条第2項第1号ア）が、当該情報の本人が利用請求をした場合については、その例外として、条例第18条の規定に基づき取り扱う。なお、仮に当該情報が「本人に係る個人識別情報」であることに加え、「本人以外の個人（第三者）に係る個人識別情報」でもある場合を含め、条例第17条第2項各号に掲げられた場合にも該当する場合には、同条の規定により判断することとなる。

別表 特定重要公文書に記録されている個人に関する情報の利用制限期間の目安

特定重要公文書に記録されている情報	一定の期間 (目安)	該当する可能性のある情報の類型の例 (参考)
個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの	50 年	ア 学歴又は職歴
		イ 財産又は所得
		ウ 採用、選考又は任免
		エ 勤務評定又は服務
		オ 人事記録
		カ 市と私人の争い
		キ 健康状態 (50 年を超える期間利用を制限すべき特段の理由が無いもの)
重要な個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの	80 年	ア 出生、身分、人種又は民族
		イ 家族、親族又は婚姻
		ウ 信仰
		エ 思想
		オ 感染性の疾病、身体の障害その他これらに類する健康状態
		カ 刑法等の犯罪歴 (罰金以下の刑)
		キ 生活困窮
ク 法令等に規定される本人確認書類		
重要な個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあるもの	110 年	ア 刑法等の犯罪歴 (禁錮以上の刑)
		イ 犯罪被害者
		ウ 戸籍、門地等の公的証書
	140 年	ア 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他これらに類する健康状態
<p>(備考)</p> <p>1 本別表に示す「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがある個人に関する情報について、利用制限すべき期間の目安を参考として示したものである。</p> <p>2 特定重要公文書に記録されている個人に関する情報の利用を制限する期間については、「一定の期間」を目安としつつ、当該情報の具体的性質や社会の受け止め方、記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に検討し、最終的な判断を行うものとする。また、この検討の結果として適切と判断される場合は、「一定の期間」を超える期間を利用制限期間とすることも可能とする。</p> <p>3 「一定の期間」の起算日は、当該情報が記録されている特定重要公文書が作成又は取得された日の属する年度の翌年度の4月1日とする。</p> <p>4 「該当する可能性のある情報の類型の例」とは、本別表の左欄にいう「個人に関する情報」又は「重要な個人に関する情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定重要公文書に記録されている情報が本別表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質や社会の受け止め方、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。</p>		